

第11号様式（第13条関係）

# 誓約書

（宛先）新居浜市長

新居浜市バス・タクシー乗務員人材確保支援事業補助金の実績報告にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 補助対象事業に係る従業員を乗務員として新居浜市内を発着場所として運行する業務に従事させ雇用していることを証する書類を補助金の交付の日から起算して7か月までに市長に提出します。
- 2 補助対象事業に係る従業員を乗務員として新居浜市内を発着場所として運行する業務に従事させ補助金の交付の日から起算して6か月以上継続して雇用ができなかった場合には、速やかに補助金を返還します。
- 3 新居浜市が暴力団排除に必要な場合には、愛媛県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。
- 4 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （2）暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - （3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - （4）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
  - （5）暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - （6）第1号から前号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- 5 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_